

議員提出議案第2号

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例案

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市議会議員	服	部	浩	之
同	竹	嶋	修	一
同	嶋	田	英	郎
同	松	本	満	史
同	西	尾	博	義
同	水	原	慶	道
同	福	西	寿	明
				光

記

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例

守口市議会委員会条例（平成6年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略 （常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 市民環境委員会 7人 危機管理室の所管に属する事項 市民生活部の所管に属する事項（保険課及び保険収納課の所管に属する事項を除く。） <u>環境部</u>の所管に属する事項 <u>下水道部</u>の所管に属する事項 水道局の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 （常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 市民環境委員会 7人 危機管理室の所管に属する事項 市民生活部の所管に属する事項（保険課及び保険収納課の所管に属する事項を除く。） <u>環境下水道部</u>の所管に属する事項</p> <p>水道局の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。